	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 譲渡しようとする株式（持分）	(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等	数量　株（口） 譲渡価額　円（一株（口）当たり　円） 譲渡後の出資比率　% 譲渡後の議決権比率　%
	(2) 譲渡の時期	
	(3) 支払の受領の時期	
3 相手方	(1) 氏名又は名称及び代表者の氏名	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	(3) 国籍又は設立国
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容	
	(5) 譲受後の出資比率及び議決権比率	譲受後の出資比率　% 譲受後の議決権比率　%
4 譲渡目的等	(1) 譲渡しようとする理由	
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法	
5 その他の事項		

（日本産業規格Ａ４）

3 相手方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	(3) 国籍	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容	(5) 資本金	
	(6) 譲受後の出資比率	%	
4 譲渡目的等	(1) 譲渡しようとする理由		
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法		
5 その他の事項			

（日本産業規格Ａ４）

届出受理年月日及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1 本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

3 「１　発行会社」欄中「（５）　事前届出業種に該当する理由」欄及び「（６）　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

4 「２　譲渡しようとする株式（持分）」欄中「（１）　譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第２４条第１項に規定する有価証券報告書